

令和 8 管理年度（令和 8 年 1 月 1 日から令和 8 年 12 月 31 日までの期間をいう。）における岩手県の特特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）の漁獲可能量について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第 1 項に定める数量は、次のとおりとする。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
さんま	全ての 漁業	左記漁業がさん まの採捕を行う 全ての水域	漁獲量の 総量	380 トン	20 トン (5%)を県の 留保とする
まあじ	全ての 漁業	左記漁業がまあ じの採捕を行う 全ての水域	漁獲量の 総量	現行水準	
まいわし 太平洋系群	全ての 漁業	左記漁業がまい わし太平洋系群 の採捕を行う全 ての水域	漁獲量の 総量	11,400 トン	600 トン (5%)を県の 留保とする
かたくちいわ し太平洋系群	全ての 漁業	左記漁業がかた くちいわし太平 洋系群の採捕を 行う全ての水域	漁獲量の 総量	107,000 トン の内数	